

令和8年度補助事業

SNSを利用した妊娠等に関する相談事業

募集要項

予期せぬ妊娠や出産に関する悩みを抱える方等に対し、SNSを利用した相談事業や同行支援に要する経費の一部を補助します。

対象事業

原則として仙台市民を対象に実施するSNSを利用した妊娠等に関する相談事業で、下記の内容を満たすものとします。

以下、(1)～(3)の実施にあたっては、相談内容に応じて、保健師、助産師、看護師その他の専門職による適切かつ迅速な助言又は指導を受けられる体制を確保してください。

- (1) SNSを利用した相談窓口を毎日開設するもの。【SNS相談事業】
- (2) (1)の相談支援に応じた方への医療機関、行政機関等への同行支援、家庭訪問等を行うもの【同行支援】
- (3) 保健福祉センター、児童相談所、本市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する特定妊婦を対象とする支援事業を行う事業者、医療機関等、関係機関と連携した相談支援を行うもの。

また、次のいずれかに該当するものは対象外とします。

- ・宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの。
- ・特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。
- ・本市が実施する他の補助制度による補助を受けているもの若しくは、本市から資金の提供を受け、又は本市から提供された資金の運用益で他に補助金を交付する制度の補助を受けているもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・法令、条例等に違反するもの。

補助対象団体

以下の要件をすべて満たしている法人格のある団体となります。

- (1) 仙台市内に活動場所があること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則等を有し、予算及び決算を適正に行っていること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (4) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ仙台市において市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団等と関係を有していないこと。

補助対象経費

(1) SNSで毎日相談を受け付け、相談員が1日当たり2時間程度、相談に応じるために必要な経費。

(2) 原則として市内の医療機関や行政機関への同行支援、家庭訪問等に必要な経費。

※交付決定日前に開始された補助事業に要した経費について、市長が適当と認める場合は、補助対象経費とすることができます。

補助金額

次に掲げる事業の区分に応じて、算定した額の合算額とし、その上限額は、500万円とします。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(1) SNS相談事業

相談員謝礼	市長がSNS相談事業に相談員が従事したと認める日数に相談員が1名の場合は3,600円を、相談員が2名以上の場合は7,200円を乗じて得られる額。ただし、本市以外が実施する他の補助制度による補助を受けている場合は、それを控除した額とします。
その他、相談窓口開設に必要な経費	人件費（補助事業の実施に当たり直接的に要する部分に限る。）報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、使用料及び賃借料、負担金

(2) 同行支援

市長が同行支援に相談員が従事したと認める時間数及び必要経費の実費分に応じ、下記の表により算定する額。ただし、本市以外が実施する他の補助制度による補助等を受けている場合は、それを控除した額とします。

	同行支援に従事した時間数	相談員の従事者数	
		1名	2名
相談員謝礼	2時間未満	4,000円	8,000円
	2時間以上3時間未満	6,000円	12,000円
	3時間以上4時間未満	8,000円	16,000円
	4時間以上5時間未満	10,000円	20,000円
	5時間以上	12,000円	24,000円
その他、同行支援に必要な経費	食糧費、消耗品費、使用料及び賃借料		

※3名以上が従事する必要がある場合は、市長が事前に必要性を認めた場合に限りです。

応募書類

次の書類を提出してください。ただし、補助申請ができるのは、1団体につき1事業に限ります。

- (1) 事業申請書（第1号様式）
- (2) 団体概要書（第2号様式）

- (3) 事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 次に掲げる事業申請団体に関する書類
 - ・定款、規約、会則その他これらに類するものの写し
 - ・役員名簿及び会員名簿
 - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - ・団体の活動内容がわかるもの
- (5) 市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する団体に限りです。）
- (6) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体に限りです。）
- (7) 誓約書（第5号様式）

応募受付期間、申請書類提出先

受付期間 令和8年4月3日（金）～令和8年5月1日（金）（必着）

（月～金：午前9時～午後5時）。

提出先 仙台市こども若者局子育て安心課（電話：022-214-7023）

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5番12号 上杉分庁舎8階

提出方法 郵送または持参

選考方法

仙台市が下記の審査基準により総合的に評価し、補助対象事業について1事業を選定します。

対象事業と補助金額の決定は、5月下旬の予定です。

- (1) 妊娠期からの悩みを抱える者等の状況を的確に把握・分析し、実施方針がその課題解決のために設定されていること。
- (2) 事業内容が、事業目的を達成するために適切なものであること。
- (3) 具体的かつ実現可能な計画であること。
- (4) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること。

その他

- (1) この事業は「SNSを利用した妊娠等に関する相談事業補助金交付要綱」に基づきます。交付決定後の諸手続きは同要綱の規定に従います。
- (2) 交付決定後に経費の配分または補助事業の内容の変更（要綱に定める軽微な変更を除く）を行う場合は、変更承認の申請が必要となります。計画及び予算書は十分に精査して提出してください。
- (3) 事業終了後はすみやかに実績報告書、収支決算書、対象経費支出内訳書、対象経費支出に係る領収書等の写しを提出していただきます。領収書は「宛名（申請団体名）」及び「ただし書」が記載されたものを提出して下さい。
- (4) 経費に対してポイント等を利用した支払いを行った場合、当該ポイント等分を補助対象経費から除外してください。

補助金の交付までの流れ

